『基礎・材料・共通部門表彰等受賞者選定』規程細目

(総則)

第1条 本規程細目は、基礎・材料・共通部門表彰・上級会員推薦検討委員会(以下本委員会)における基礎・材料・共通部門特別賞受賞者選定のための審議の実施手順について定める。

(受賞候補者推薦の公示)

- 第2条 本委員会は、毎年2月号の基礎・材料・共通部門ニュースレターに受賞候補者の推薦を求める会告を掲載し、必要により書面で各方面にこれを依頼する。
 - 2. 受賞候補者の推薦の締切日は毎年2月末日とし、3月の役員会で決定する。

(選考手順)

- 第3条 第4条以下に定める手順により、受賞候補者の資格審査ならびに選定を行う。
- (1) 明らかに「表彰規程」に適合しないと認められるもの、および推薦書の記載内容が不備で審査上支障を来すと認められるものは除外する。
- (2) 委員長は、上記各項の調整にあたり推薦者の了解を求めた方が良いと認めた場合は、その手続きを行う。

(推薦者の審議)

第4条 本委員会は、推薦書の記載内容を審議する。

(受賞者の選定)

第5条 本委員会は、委員会で承認された方法で受賞者を選定する。

(付則)

- 1. 本規程細目は平成11年1月9日、基礎・材料・共通部門役員会において承認制定。
- 2. 本規程細目は平成11年1月9日より施行する。
- 3. 平成15年6月20日、基礎・材料・共通部門役員会(電子メールによる持ち回り役員会)にて一部改定。
- 4. 令和元年12月15日、基礎・材料・共通部門役員会(電子メールによる審議)にて一部改定。